

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十第

行發日一月四年一十正大

論叢

二重稅論

法學博士 小川郷太郎

我が國民所得の地方別研究

法學士 汐見三郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島錦治

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

時論

華府會議に於ける支那關稅問題

法學博士 末廣重雄

我が邦の營業稅を論ず

法學博士 神戸正雄

勞働保險に關する一考察

法學博士 山本美越乃

說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部靜治

雜錄

獨逸の同盟罷業保險

經濟學士 岡崎文規

安倍^{法學士譯}「唯物史觀と餘剩價值」

法學士 水谷長三郎

竹内法學士譯「富國論」

法學博士 河上肇

小作制と小作法(四)

河田 嗣 郎

三 小 作 法

イ 小作契約の性質

制度としての小作の性質は、前節に述べた通りであるが、今之を法律上に於て扱へ、小作といふ關係の法律上の性質を見る場合には、上に述べたる所とは、自ら又別途の説明を必要とするものがある。

法律上に於ては、小作といふ關係は、たゞ契約に依てのみ成り立つものであつて、法律の規定や遺言や又は時効などに依て小作關係の生ずるものではない。³⁷⁾我國の法律は民法に於て「賃貸借」といふ廣き規定の下に、小作契約に關することを包含せしめて居るのであつて、第六百一條に「賃貸借ハ當事者ノ一方ガ相手方ニ或物ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其賃金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス」と規定して居る。されば我が現行法の下に在つては、小作に關する契約も、宅地や建物や道具や機械や家畜や什器やの賃貸借に關する契約も、同一の性質を有する契約として同一條文の下に、同一様の取扱を受くるのである。小作契約

37) G. Dittmar, Der Landwirtschaftliche Pachtvertrag, Neudamm 1895, S. 1

と普通の賃貸借との間に、性質上何等の區別が認められて居らぬ。

然るに、獨逸の法律や瑞西の法律などは、兩者の間に多少の區別を認めて、之に關する法の規定に於ても、多少異なる取扱を爲して居る。尤も獨逸の民法に於ては、賃貸借に關する規定は、廣く普通の賃貸借契約と小作契約とに共通に適用あるものとし、小作契約に特別に適用さるべき規定は之を取離して別に附加して居る次第で、全然兩者を別個のものとして居らぬ。必竟獨逸民法は、兩者間には性質上離るべからざる通有の性質あるものと認めたるが故に、賃貸借と小作とを併立せしめ Dritter Titel, Miete, Pacht. として同一節内に兩者の規定を掲げ、然かも又第五百八十一條第二項に於て、小作契約に關する規定が賃貸借契約に關する規定と別途に出でざる限りは、(即ち小作契約に關して特別に規定されたる所以外は)賃貸借に關する規定は小作にも適用あるものと定めて居る譯なのである。それにも拘らず法律は、賃貸借契約と小作契約とは性質上やゝ異なるものがあるが故に、其の性質はやはり之を別々に限定して居るのである。

然らば、獨逸民法は、兩者の異同を如何様にして示して居るかといふに、普通の賃貸借契約としては、此の契約により、賃貸人は賃貸期間内賃借人に賃貸されたる物の使用を爲すことを許容する義務を負ひ、賃借人は賃貸人に約束せられたる賃料を給付する義務を負ふものと定めて居る

(§ 535. Durch den Mietvertrag wird der Vermieter verpflichtet, dem Mieter den Gebrauch der vermieteten Sache

während der Mietzeit zu gewähren. Der Mieter ist verpflichtet, dem Vermiether den vereinbarten Mietzins zu entrichten.) 之に對して小作契約としては、此の契約に依り小作權者は小作契約期間内小作人に小作に附せられたる對象の使用と、常規的なる經濟の法則に従て收益と見らるべき所の果實の享受とを許容する義務を負ひ、小作人は小作權者に約束されたる小作料を給付する義務を負ふものと定められてある。(258r. Durch den Pachtvertrag wird der Verpächter verpflichtet, dem Pächter den Gebrauch des verpächteren Gegenstandes und den Genuss der Früchte, soweit sie nach den Regeln einer ordnungsmässigen Wirtschaft als Ertrag anzusehen sind, während der Pachtzeit zu gewähren. Der Pächter ist verpflichtet, dem Verpächter den vereinbarten Pachtzins zu entrichten.)

即ち獨逸法に在つては、賃貸借契約の方は、其の契約の目的物をば有形の物 Sache に限り、その物は動産たるを不動産たるを問はないけれども、兎も角有形物でなくてはならぬこととして居る。従て權利(例へば狩獵權、漁業權の如き)は普通賃貸借の客體となることが出來ぬ。然るに小作契約の方は、たゞに有形物のみならず、權利をも其の客體と爲すことが出来る。(小作契約に於ては Sache という言葉が用ゐられて居ないで、廣くたゞ Gegenstand という字が用ゐられて居る) 先づ此點に於て兩者間に區別の存するに加へて、次に又、普通の賃貸借契約は、目的物の使用に關する契約たるに過ぎざるに反して、小作契約は、目的物を使用すると同時に、そを利用することに依り、普通の常規的なる意味に於ける經濟の法則に照して之を見て收益と見るを得べ

き所の果實の生ずるをば、借主たる小作人に於て享受するといふことが、契約の内容を形造つて居る。そして此の果實の享受といふことと、之に對して代償として賃料の支拂はれるといふことは、大抵の場合に於て小作契約の眼目を爲すものと見て大過なく、たゞ物の使用と之に對する使用料の支拂ひとをのみ目的とする賃貸借契約とは、その契約としての性質に於て、又借用人の權利の内容に於て、此點から輕からざる差別が出て來るのである。³⁸⁾

されば法律が此の區別を認めて、賃貸借に關する一般規定と、その中に在る小作契約に關する特殊規定とを定めたのは、大いに當を得たるものと謂はねばならぬ。尙又獨逸民法に在つては、小作契約に關する規定中、特に農地及び農場の小作に關して意を用ひ、之に適切なる規定を設くることを忘れなかつたのは、法律として甚だ可なりと謂はねばならぬ。

惟ふに小作に關する法規は、たゞ賃貸借契約の當事者として、小作權者と小作人との權利義務を明かにし、機械や器具の如きを貸借せる當事者の有する權利義務と一括して之を取扱ふばかりでは、不十分と謂はれざるを得ないであらう。農業には種々の特別の性質があり、事情があり、特に農地と農場とに至つては、其の生産力の維持培養に關する技術上並びに經濟上の諸事情の顧慮せらるべきものがあり、其他小作契約の期間、その解除、小作料の決定及び支拂方法、小作人と地主との諸關係等種々の複雑なる事情があつて、それ等は、農業といふ産業の維持發達の上か

38) Ar. Fränkel, Das Miet-und Pachtrecht nach dem Bürgerlichen Gesetzbuch für das Deutsche Reich, Berlin 1897 S. 1.

ら之を見て、法規上に於て十分顧慮せらるべき必要を有するものであるから、小作に關する特別の規定の設けらるゝことは、其の必要甚だ大なりとせなければならぬ。此點に於ても我が民法は缺典を有するを否み難く、法制上の大いなる不備である。小作に關する特別法が制定せられんとして、現今漸く其の機運の動き來れるは、洵に故ありと謂ふべきである。

尙ほ今少しく詳かに小作契約の性質に就いて致ふるに、上に述ぶるが如く、小作契約は一定の報償に對して物又は權利を使用しその果實を收得するに在るが故に、その契約は有償契約であつて、且又双務契約である。然しその果實と見らるゝものは、常規的なる經濟の原則に従て收益と見らるべきものといふことになつて居るから、例へば果樹園や野菜園に關して小作契約の結ばれたる場合には、果實としてはたゞ其園から年々生ずる野菜や果物のみが考へられ、その土地からしてたとへ鐵物が採掘し得られるにしても、それは契約の内容に屬する果實と見ることは出來ぬ。従て今若し普通の農地を農作の爲めに小作する者が、其の土地からして石材を採取したり粘土を掘り取つて煉瓦の材料に供したりするやうなことを爲せば、それは明かに契約違反である。けれども、法律上果實といふのは、權利上の目的物から新たに産出さるゝものでなくとも、その目的物の一部を取り去るのであつても、その取去ることが契約の目的とする所に叶ひ、所謂經濟の常規的原則に従て之を收益と見るを得るものであればよいのだから、例へば石炭や石材や粘土

や砂利を採取することの目的の爲めに土地に關して契約の結ばれたる場合には、それは固より果實の享受たるに外ならぬのである。之を我國の言葉で小作契約と呼ぶに於ては、甚だおかしく聞ゆるが、獨逸民法にいふ Pachtvertrag は此の後者の如き場合をも包むものとする。³⁹⁾

而して小作契約は、我が民法の賃貸借に關する規定に照せば、たゞ「當事者の一方が相手方に或物の使用及び收益を爲さしむることを約し、相手方が之に其賃金を拂ふことを約するに因りて其効力を生ず」るものとなつて居るから、其の契約としての性質は、諾成契約であつて、使用貸借のやうに要物契約ではない。即ち其の契約により使用收益せらるべき對象が限定せられ且それが引渡さるゝに依つて成り立つ契約ではなく、たゞその使用收益を爲さしむべきことゝ、之に對して其賃金の拂はるべきことゝが約束せらるれば、それで契約は成立つのである。然し暫く成文の規定を離れて致ふれば、小作契約に於ては、その目的地が小作人に引渡さるゝといふことは、その契約の効力に關して重要なる意義を有せざるを得ざるものであつて、引渡に依り小作人の權利は物權的性質を取得するや否や、之を取得するものと爲すべきや否やに就き、大いに研究を試むべき餘地あるものとする。之に關しては後に小作契約の効力に就いて論ずる際に詳述するであらう。

尙又小作契約の形式に關して我が民法には何等特別の規定を設けて居らぬから、どんな形式に

39) Fränkel, a. a. O. S. 1-3;
v. d. Goltz, Die landwirtschaftliche Betriebslehre, S. 726

依ても差支ない筈である。然るに、獨逸民法に在つては、其の第五百六十六條に於て、一年以上の期間を以て、土地の上に賃貸借の行はるゝ場合には、其の契約は文書に據るべきものとし、此の形式の無視せられたる場合には、契約は不定の期間に對して取結ばれたるものとし、第一年の終り以後に對しては、當事者は何時にてもその解約を行ひ得るものと定め、此の規定は小作契約にも適用さるべきものとなつて居る。(第五百八十一條第二項)

此の契約形式に關する法律上の限定なき我國に在つては、之を實狀に徴するも、從來小作契約は大抵口約に依て行はれ、證書を作製する場合は寧ろ少數だつたのである。然し近時法律思想の普及と小作爭議の頻發等の爲めに、證書を作製するもの段々多くなり、公正證書に依て契約の行はれる例も、追々増加するやうである。之を小作慣行調査書に就いて見るに、次の如く記されてある。「小作契約は各地共に概ね口約にて成立し小作證書を以て契約するは大地主又は小作人が他地方の者なる場合又は特別の事情ある場合に限れるが如し但し近時一般の傾向としては小作證書を以て契約する風あるに至れり地方に依りては古來よりの慣行として地主の備ふる帳簿に小作人に捺印せしめ以て小作契約の證とすることあり」と。そして帳簿に署名捺印せしむる實例は、新潟、埼玉、静岡、山梨等の諸縣下にありと記されて居る。⁴⁰⁾

小作契約が文書に依て爲さるゝ場合には、その書面には、契約の目的、期間、小作地、小作料

其他の重要事項に關して、明確なる指示の行はるゝを可とするや言を俟たざる所で、此の明示の缺けたるが爲めに、紛議を生ずる場合も決して少くないのである。フオン、デア、ゴルツ氏は、其の農業經營學中に此の明示を要する重要な諸點として、次の二十項目を掲げて居る。⁴¹⁾

- 一 小作權者及び小作人の氏名
- 二 小作に附せられたる目的物の種類及び範圍
- 三 小作期間の始期繼續期間及び終期
- 四 小作料の種類額及び支拂期
- 五 小作免除を爲すことあらば之に關する定
- 六 小作料不拂の場合に對する定
- 七 小作目的物に關し容認せらるべき使用方法
- 八 建物の保存
- 九 非常の災害に對する保險
- 十 小作人の行ひたる改良及び建築に對する賠償
- 十一 小作人の側に於ける擔保義務
- 十二 小作契約遵守に關し小作權者の行ふべき制理

41) v. d. G ltz, a. a. O, S. 715 fg.

十三 定められたる期限以前に於ける小作契約の解除

十四 小作權を第三者に讓渡することの許容

十五 小作期間終了以前に小作人の死亡したる場合に其の相續人に對する小作權の移轉

十六 小作人と小作權者との間に於ける爭議の解決

十七 小作權者又は前小作人によりて引受けられ尙ほ其の効力を持續する諸義務の轉嫁

十八 小作地に賦課せらるゝ租稅其他の公課の負擔

十九 小作契約締結の爲めに生ずる費用の負擔

二十 小作に附せられたる目的物の引渡及び返還の時期と場所

總て右に掲げらるゝ所は、同書が經營學の書物たるが爲めに、少しく小作權者の立場より見たる所に偏したる嫌あり、從て正當に云へば、尙ほ今少しく小作人の立場より見たる所のものゝ附加せらるゝ必要と、右諸項目中に改善を加ふべきものとはあるであらうが、然し大體に於て重要な諸點を殆んど網羅せるものと見て差支ないであらう。そして私が茲に一々之を掲ぐる所以のものは、之に依て、後に論せんとする所の、小作契約の内容に關する論點となるべき所のものが、豫め窺知し得られるからである。その意味に於て尙ほ本邦小作慣行調査中に掲げられたる小作契約諸事項を窺つて見ることにする。同書に記されたる所は實に左の通りである。⁴²⁾

「各地より集められたる多くの小作證書の實例に付きて觀察するに其の契約事項として最も普通なるは

- 一 小作地の郡村字地番地目段別
 - 二 小作料の種類、數量及「口米」「込米」等あるは其數量
 - 三 小作期間
 - 四 小作米(麥又ハ大豆等)の品質及俵裝
 - 五 小作料納付期日及納付場所
 - 六 小作料輕減の有無及其場合
 - 七 解約の場合
 - 八 保證人の責任
- 等とす而して詳細なる契約に至りては右の外左の如き事項に關して契約を爲せるものあり
- 九 期限前解約申込の時期、此場合に於ける賠償の有無及賠償の方法
 - 一〇 地租其他小作地に係る公課夫役及修繕費等に要する勞費の負擔
 - 一一 返地の時期及返地の際に於ける土地並びに地上物の狀態
 - 一二 轉賃の制限

- 一三 作物の種類、品種、耕種方法等の利用上に關する制限
 - 一四 小作地保護の責任
 - 一五 地荒しの場合に於ける賠償の方法
 - 一六 小作料怠納の虞ある場合の處置
 - 一七 小作料遅延利子及怠納處分
 - 一八 怠納小作料督促費の負擔
 - 一九 小作料變更の有無及其場合
 - 二〇 小作料輕減又は免除の請求及其場合
 - 二一 小作料を代金にて換納する場合に於ける價格の決定方法
 - 二二 地主の定むる規則の遵守
 - 二三 訴訟の場合に於ける出訴裁判所
 - 二四 小作人の團結に加はり地主に反抗し又は強談ケ間敷行爲を爲さざること
 - 二五 小作料納入を終らざる以前に於て當該地の收穫物を賣却せざること
 - 二六 小作認書は繼續小作中は其の約束期限に拘はらず有効なること
- 前にゴルトツ氏に從て示した所と右に示す所とを併せ見たる上で、取捨すれば、先づ以て小作契

約の内容となるべき重要な諸點は殆んど盡さるゝほど、兩者は詳細なるものと見ることが出来るが、然し之を事項の性質に依て分類すれば、小作契約の内容としては、(一)小作の期間に關する事項と(二)小作料に關する事項と(三)小作人及び小作權者の權利義務に關する事項とが、其の本幹を爲すものと謂ふことが出来る。仍て以下少しく此等に就いて、詳かに研究して見たいと思ふ。

□ 小 作 期

小作契約の性質より之を見、小作契約の内容に就いて攷ふるに當つて、先づ甚だ重要なことは小作の期間之れである。

前に一言之を明かにした通り、小作關係に於て、地主に取つて最も重要な事柄は、小作期間を通じて、貸與されたる其の所有地の代償として支拂はるゝ小作料が、其の額に於ても其の支拂の時期に於ても、間違なく契約通りに支拂はれるといふことと、今一つは其の土地の性状特にその生産力が、小作期間を通じて完全に維持せられ、希くはその改善増進の行はれんこととである。然るに他方小作人の最も重要なりとする所のものは、小作期間内に於て、其の小作地よりして出來得る限り多大の収益を擧げるといふこととである。而して此の兩當事者の利害は、小作契約の定めやうと、又小作人の經營者としての性質技能の如何とに依つては、能く一致せしむるを得、

少くとも多く相矛盾せしむるなきを得るけれども、同様に又その小作契約の定めやうと、小作人の性能如何に依つては、相反することゝならざるを得ない。

今小作契約上に於て地主の利害と小作人の利害とが、果して好く一致するを得るや、將又相反せざるを得ざるやといふ問題が、實地に決定せられるに當つては、實に小作の期間の長短といふことは、重大なる關係を有せざるを得ないのである。

即ち小作が長期の契約の下に行はるゝ場合に於ては、小作人は其の小作地に對して改良を加へその生産力を培養すれば、それが爲めに生ずる生産上の利益は、自己の所得となるを知るが故に、其の經營者としての權利が十分に法律的に又事實的に保障せられてある限り、土地に對して改良を加へ、その生産力を維持し又増進せしむることに意を注ぎ力を盡すべきは當然である。然るに小作が短き期間に對して契約せられたる場合には、小作人は、土地を愛惜して之が改良を爲して見た所が、又其の生産力の永久的維持涵養のことを考へてそれに必要な勞資を費して見た所が、爲めに生ずる生産上の利益は、契約期間終了後に於て多く表はれ來り、たゞ地主の利得を増すのみで小作人自らの利得とはなり得ないことを知るが故に、たゞ其の小作契約の繼續期間内に於て、出來得る限り土地を掠奪的に使用し、成るべく少き犠牲を以て、吸ひ取れるだけの利益を吸ひ取らんとするものである。斯くて長期の小作に在つては、地主の利益とする所と小作人の利益と

する所は、一致するを得、少くとも多く矛盾せざるを得るけれども、短期小作に在つては、兩者は大いに矛盾することゝならざるを得ない。加之短期小作に在つては、之が爲めに社會經濟一般の利益も傷害せられ、土地荒廢生産力枯渴の弊を招き易い次第である。之れ即ち由來短期小作が甚だ有害なるものとして、一般に非難せられたる所以であつて、法律上に於ても、小作契約に關する期間を制限する必要を認め、適當なる小作契約最低期間を定めなければならぬとする見解が行はれる次第である。

然るに又あまりに小作契約期間が長きに失しても、それが爲めに他の弊害の生じて來る恐れがある。即ち土地生産の狀況や、一般農業經濟の狀態やが、向上繁榮する状態にある時には、小作契約の長きに失する爲めに小作料その他の小作條件が段々と變化する時勢に適合せぬことゝなり、地主が其間に於て不利益を被らざるを得ざることゝなる。それに又諸般の狀況が沈衰に向ふ時期に際しては、小作人は堪ゆべからざる苦痛を嘗めることゝなるを免れ難い。

茲に於てか、小作期間は技術上や經營上の諸觀點から之を見て、あまり長からず短からず、所謂適度なるが最も可なりとせられるのであるが、さてその適度なる期間の定め方については又一定の標準がない。昔時英國に於ては小作契約期間は二十一ケ年なるを以て理想的なりとして居たが、フオン、デア、ゴルツ氏の如きは、前に一言したやうに、十二年以下なるは短かきに過ぐる

として居る。⁴⁵⁾

惟ふに此の適度なる期間なるものを實際に限定することは、甚だ困難な事業であらう。或は之を二十年とし、或は十五年とし、或は七年とするといふ風に、色々の標準が見出されるであらうが、何れも嚴格に此の標準でなければならぬといふことは出來難い。たゞ法律上に其の限定を爲す必要ありとするならば、それより短くては弊害の生ずることの普通なるべき最短限度を技術上並びに經營上より致査して、主として慣習に鑑みて、便宜的限定を爲すの外はないであらう。(現に我國に設けられて居る小作制度調査委員會に幹事私案として提出された小作法案なりとして世に傳へらるる所のものに於ては、小作權の存續期間は當初十五年以下たるを得すとせられ、後又七年以上と改められたやうである。何れにも年限そのものに就いては、確乎たる理論上の根據はないであらうやうに思へるが、餘り短き小作期間の弊害を認め、之を避けんが爲めに其の最短限度を制定せんとすることには、十分なる論據あるを認めなくてはならぬ)。

我國現行民法は、賃貸借の存續期間は原則としては二十年を超ゆることを得ず、若し之より長き期間を以て賃貸借を爲したるときは其の期間は之を二十年に短縮すと規定して居る。(民法第六百四條第一項)即ち我が民法は其の最短期間に關しては何等の制限を設けず、たゞその最長期に關して之を限定して居るのである。之れ蓋し我が民法は動産及び不動産に對する普通の賃貸借契

45) Conrad's Hwb. f. Stw. Art. "Pacht" (Bd. VI. S. 976)
v. d. Goltz, Betriebslehre, S. 712.

約と小作契約とを區別して居らぬが爲めに、二十年より長き期間の賃貸借は、普通の賃貸借關係に於ては多くその必要なのみならず、又之を認むるに於ては、却つてそれが爲めに貸借關係をして事情の變化に適合するを得ざらしめ、當事者に迷惑を感ぜしむるに至るべしと考へたからであらう。又土地の小作に於て若し二十年以上の期間を必要とするならば、それは永小作權の設定に依て、之を充し得るが故に、賃貸借としては最長期二十年と限定するも不可なしといふ理由から、斯く定められたものであらう。⁴³⁾ 即ち永小作權に在つては、法律はその存續期間を二十年以上五十年以下とすと定めて居るからである。(民法第二百七十八條)

然し何れにしても、我が民法の規定の下に於ては、土地の小作期間は二十年を以て最長とするか、さなくば永小作として五十年を以て最長とするか、その最長期間はともかく限定せられて居る。即ち最短期間に關する限定はなくて、最長期間に關する限定が設けられて居るのである。尤も此の限定は、賃貸借の期間を更新することに依り(民法第六百四條第二項)又は永小作權の設定を更新することに依つて(第二百七十八條第二項)更に之を最長限度期間迄だけ(即ち賃貸借に在つては二十年以内永小作權に在つては五十年以内)延長することが出来るから、その更新さへ行へば、幾ら永くでも、期間を延長することが出来るわけである。たゞ法律は其の期間を限定することに依て、たとへ更新が行はれるにしても、這間に生ずべき弊害を避け得ることゝせんとし

43) 鳩山博士「日本債權法各論中」四五三—四五四頁

たのである。

要するに我民法は、賃貸借に於て小作に關する特別の規定を設けなかつた爲めに、その契約存続期間が短かきに過ぐることにより生ずる弊害に對しては、何等の顧慮を拂ふことなく、たゞ長きに過ぐることにより生ずる弊害に對してのみ顧慮する所があつた次第である。

獨逸民法に在つても亦やはり我民法同様に、賃貸借の期間に關しては、最長限定を爲さず、その最長限度をのみ定め、三十年以上の期間を以て賃貸借契約を結びたるときは、各當事者は三十年後には法定告知期間を保ちてその賃貸借契約の解除告知を爲すを得るものとし、契約が貸主又は借主の終生に對して之を期間として結ばれたるときは、解除告知を爲すを得ざるものとせられて居る。(第五百六十七條)然し賃貸借期間の經過後尙ほ物の使用が借主に依て繼續せらるゝ場合には、貸主又は借主が相手方に對して二週間内に反對の意思を表示せない限り、その賃貸借契約は期間を定めずして更新せられたるものと看做すことゝなつて居る。(第五百六十八條)

獨逸法に於ける此の賃貸借に關する規定は、小作契約にも適用せらるべきであるが、小作契約に關しては一般的に解約告知に就いて、特別の制限が設けられてある。即ち普通の財の賃貸借はたゞその使用を目的とし、その使用は年中時期に定めなく行はれ得るものたるに反して、小作契約に於ける果實の享受は、特にそが農耕に於てせらるゝ場合には、年中の或る時期に限り行は

るゝものであるから、今小作契約に於てその小作期間が約定せられてない場合には、その解約告知は、たゞ一小作年の終りに對してのみ行はれ得べく、然かもその時期の到來する半年前の第一の週日に於て通告さるべきものとせられてある。(第五百九十五條) されば事實に於ては、小作契約は最短一年間は繼續せざるを得ざるわけで、又その解約告知期間は半ケ年である。

そして右に一小作年(Pachtjahr)と稱するのは、何時でも小作契約が効力を生じたる日より計算して一ケ年を指すのであつて、曆年の年始年末に關係なく、又一經濟年度といふやうなものにも關係ない。されば例へば五月二十一日に契約が有効に行はれ初めたら、翌年五月二十日迄が一小作年を形造るわけなのである。そして解約告知は、若し契約が大正十一年五月一日から有効となつたとして、大正十二年の四月三十日に對して之の解約を行はんとする場合には、大正十一年十一月一日(若し其日が日曜日ならば其の翌日)に通告されなければならぬわけなのである。若し此の告知が規定通り行はれなかつたなら、小作契約は更に一年間繼續し、第二年目の終りに對してでなければ、解約告知は行はれ得ないのである。然し契約存續期間が約定せられたる場合には、解約告知なくして、契約は期間の末日に於て終了するは言を俟たぬ。⁴⁴⁾

右の如く我が民法や獨逸民法には、小作契約の存續期間につき、その最短限度を、農業經濟一般の利害より見て正當に要求せらるゝ所を顧慮して限定することをせなかつたのであるが、小作

制度そのものゝ經濟的利害より之をいへば、小作期間の長過ぎるより生ずる弊害は、その期間の短か過ぎるより生ずる弊害に比して小なるを謂ひ得べく、先に述べたやうに、あまりに短期なる小作より生ずる經濟上の弊害は、地主に取つても、社會經濟一般に取つても、甚だ多大なる次第で、決局は又小作人に取つても、不利益たるを免れ難いものであつて、古くからその弊害は學者や經營家の之を喧唱する所なのだから、小作法に於ては、その最短期間の限定を爲すといふことは、必要にして且つ當を得た所と謂はねばならぬ。一般的に小作制の廢止を行へば別問題だが、苟もその制度の存續する限り、之に對する法規は、經濟的に見たる實際の利害を顧慮する所がなくてはならぬ。我國に於て若し小作法が特別に制定せらるゝものならば、此の小作期間の限定に關する條項は之を缺がないやうにしたいものである。

尙ほ小作期間の短かきに過ぐるを防ぐことの必要に關聯して致へらるべき點は、小作人が小作繼續中に小作地に施したる改良に對する賠償を十分にすべきこと之である。即ち法律は小作人の權利として、此の改良に對する賠償請求權を明確精密に規定すべきであつて、之を爲すこと英吉利の小作法に於けるが如くでなくてはならぬ。蓋し小作人に對してその小作中に爲したる土地改良が十分に賠償せられることゝなるに於ては、小作人はたとへその小作契約の存續期間が短き期間たるに過ぎないにしても、進むで改良を爲す意思を持ち得ることゝなり、勞して他人に其の果

實を拾得せらるゝこともなく、又自己の犠牲を以て地主の腹を肥やすことゝなる恐もなく、よく自己の利益の爲めにも、小作地に對する改良を進むで又安神して行ふを得ることゝなるからである。斯くて短期小作に伴ふ經濟上の弊害も大いに緩和せらるゝを得、土地生産力の維持培養といふ、大いなる社會目的が、小作制の下に於ても、かなり好く行はれ得ることゝなる。何れにしても此點は法制上最も注意すべき所で、然かもそれは、小作期間の限定といふ問題と、密接なる關係を有するものたるを忘れてはならぬ。——併し此點は小作人の權利に關する問題として、後にその場所に於て詳論することゝせう。(未完)